

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

医療的ケアを必要とするお子さんの送迎による
保護者の負担を軽減する事業を実施しています。

事業のイメージ



対象

通学途上に医療的ケアを必要とするため、スクールバスに乗車できない
県立特別支援学校に通うお子さんを対象とします。

回数

自宅と学校間の片道を1回とし、1人あたり年間16回の送迎を実施します。

費用

この事業に関わる保護者の費用負担はありません。

